

2025年（令和7年）第3回総会議事録

1 告示年月日 2025年（令和7年）3月14日（金）

2 通知年月日 2025年（令和7年）3月14日（金）

3 開催年月日 2025年（令和7年）3月28日（金）

4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利
用集積等促進計画案（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見
決定について

6 協議及び報告事項

（1）農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

1 番 佐藤 眞子	2 番 土屋 智樹	3 番 沖 賢二	4 番 野田 幸男
5 番 寶諸 孝也	6 番 佐藤 泰造		8 番 石井 洋子
9 番 岡本 卓也	10 番 安原 理雄	11 番 能宗 秀典	12 番 下江 京子
13 番 山本 明	14 番 須藤 薫雄	15 番 谷本 耕造	

8 欠席委員

7 番 小林 輝仁

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

事務局 長	林 茂晃	事務局 次長	杉原 信広
事務局	藤岡 貴世	松永出張所	花田 宏
北部出張所	藤井 勝俊		
神辺出張所	板谷 浩司	沼隈出張所	松原 美和

1 1 議事内容
午前 1 0 時 0 0 分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから 2 0 2 5 年（令和 7 年）第 3 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数 1 5 名のうち、 出席委員 1 4 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 1 0 条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 5 番 寶諸孝也（ほうしょ たかや）委員と 議席番号 1 2 番 下江京子（しもえ きょうこ）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2 0 2 5 年（令和 7 年）第 3 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）についてです。 1 ページ 1 番について、現況地目欄「田」を「畑」に訂正です。これに伴い合計欄も「田 1 筆」を「畑 1 筆」に訂正です。 次に 8 ページ 3 番について、備考欄にある「農振」を削除。 同じく 8 ページ 4 番を取下げ。 同じく 8 ページ 6 番備考欄について、「農振」を「農振（用途区分変更済み）」に変更。

事務局 (つづき)	次に１４ページ１０番を取り下げ。 次に１６ページ２２番について、利用目的欄の「田」について、２筆ともに「畑」に訂正。また、貸付人欄住所の表示について、住所地すべてが印字されておらず、正しくは、「東京都板橋区西台４－４－４５フロリーレンセキ５０１」となります。 次に１７ページ２８番について、利用目的欄「田」を「畑」に訂正。 次に１８ページ合計欄について、「畑８筆７，６３２平方メートルその他１筆１５５平方メートル計５４筆５５，０９７平方メートル」を「畑７筆７，５０４平方メートルその他０筆０平方メートル計５２筆５４，８１４平方メートル」に訂正。 追加・訂正事項等は以上となります。
議 長	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、３月２４日の午前８時４０分からの現地調査に続き、午前１１時から市役所 ３階 小会議室で協議会を開催しました。 委員７名 全員の出席により、議案第１号 ４件、議案第２号 １件、議案第４号 ６件、議案第５号 １件、合計１２件について審議しました。 それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１番から４番について報告します。 １番は、引野町の受人が、岡山市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 ２番は、水呑町の受人が、伊勢丘の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 ３番は、多治米町の受人が、光南町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 ４番は、山手町の受人が、愛知県尾張旭市（おわりあさひし）の渡人から申請地の持分移転を受けるものです。 受人の持分は、１０分の８から１０分の９となります。

議 長 委 員 4 番 野 田	いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。 西部地区の報告をお願いします。 西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、3月25日の午後0時5分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中 9名の出席により、議案第1号8件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号10件、議案第5号11件、議案第6号1件、合計34件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から12番について報告します。 5番は、瀬戸町の受人が、大阪府豊中市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 6番は、山手町の受人が、郷分町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、新規就農するものです。 7番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。 8番は、高西町の受人が、岡山県井原市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 9番は、沼隈町の受人が、神戸市東灘区の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 10番は、沼隈町の受人が、新涯町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 11番は、川口町の受人が、三重県津市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 12番は、内海町の受人が、福岡県久留米市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
---	---

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石井	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、3月25日、午前9時10分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名のうち6名の出席により、議案第1号3件、議案第3号4件、議案第5号1件、合計8件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の13番から14番について報告します。 13番は、南松永町一丁目の受人が、本郷町の渡人から農地を譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 14番は、松永町二丁目の受人が、今津町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。 15番は、尾道市美ノ郷町の受人が、今津町六丁目の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、3月25日の午後0時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。 委員13名中12名の出席により、議案第1号6件、議案第3号2件、議案第4号6件、議案第5号19件、の合計33件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページ16番から6ページ21番について報告します。 16番は、西深津町二丁目の受人が、芦田町の渡人から申請地を譲り受け、ゆが 水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。くけい 17番は、32ページ29番と関連案件です。歪んだ農地を矩形にするため、分筆された2つの申請地を等価交換するものです。ここでは季節野菜を栽培するもので、32ページ29番では住宅を建築するものです。

	18番は、山野町の受人が、神辺町の渡人から申請地4筆を譲り受けて、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。 19番は、駅家町の受人が、被相続人の相続財産清算人から申請地を無償で譲り受けて、イチゴを栽培し、新規就農するものです。 6ページ20番と21番は関連案件です。新市町の受人が20番と21番の申請地をそれぞれ譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大をはかるものです。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員	神辺地区の審議内容について報告します。
13番	神辺地区では、3月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号2件、議案第4号1件、議案第5号3件、議案第6号3件の合計9件について、審議しました。
山本	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ22番から23番について報告します。
	22番は、申請地の下竹田の田2筆計2,432㎡について、郷分町の渡人から、娘夫妻である山手町の受人が期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作して新規就農するものです。
	23番は申請地の下竹田の田946㎡について、湯野の渡人から、東京都青梅市の農地所有適格法人が譲り受けて、今後申請許可後に設置予定の営農型太陽光パネルの下で榊とヒサカキを栽培し、全国的に経営規模拡大を図るものです。
	申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。
	以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。

事務局	議案第１号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。 説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員 議 長	— 質問等なし — 質問等がないようですので、採決します。 議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第１号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐藤	議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１番について報告します。 広島市の申請人が、申請地に通路を整備するものです。 場所は、大津野小学校の北、約４００メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長 委 員 ４ 番	西部地区の報告をお願いします。 議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請に対する処分決定について」の２番について報告します。

野田	2番は、韮町の申請人が、申請地を露天駐車場に整備するものです。場所は、韮支所の西南、約1,900メートルです。 なお、この案件は既に整備済みのため、顛末書が添付されています。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。 説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定

	について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分について」の１番から３番について報告します。 １番は、本庄町中の受人が、瀬戸町の渡人から申請地を譲り受け、自動車整備工場及び事務所として整備するものです。場所は、福山市立瀬戸小学校の西南に、約４００メートルです。 ２番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び家庭菜園として整備するものです。場所は、福山市立瀬戸小学校の西南に、約４００メートルです。 ３番は、西深津町の受人が、同町の渡人から申請地に賃借権を設定し、店舗及び露天駐車場として整備するものです。場所は、広島県立沼南高等学校の南西に、約５００メートルです。 なお、１番と２番の案件は既に整備済みのため、顛末書が添付されています。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。	
議 長	北部地区の報告をお願いします。	
委 員 １０番 安原	それでは、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」の８ページ５番及び６番について報告します。 ５番は、父の所有する田への進入路を設けるため、新市町の子が、同町の渡人から申請地を譲り受け、アスファルト舗装するものです。また、子が進入路を所有することについて、父の同意書の提出を受けています。 場所は網引小学校の東５００メートルの所です。 ６番は、所有権移転を伴う追認許可案件です。府中市鵜飼町の受人は申請地周辺でイチゴ農園を経営しています。新市町の渡人から、無断で設置している来園者用の露天駐車場と農業用倉庫を借り受けて、運営しています。 この度、この農業用施設の適正化を図り、所有権移転を受けるものです。そのため、渡人から顛末書の提出を受けています。	

	なお、農振農用地であるため、イチゴ農園の付帯施設として、用途区分変更がなされています。 場所は網引小学校の北東５００メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。	
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。	
事務局	議案第３号の「６番」は、１種農地、農用地区域内農地ですが、農振法第８条第４項に規定される農用地利用計画の指定用地（農業用施設用地）として用途区分がされている案件です。 その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第３種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第２種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第３号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。 説明は以上です。	
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。	
委 員	— 質問等なし —	
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。	
委 員	— 全 員 挙 手 —	

議 長	全員挙手により、議案第 3 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 4 号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第 4 号「非農地証明について」の 1 番から 6 番について報告します。 1 番は、広島市の申請人が、昭和 6 0 年頃から耕作放棄していたところ、山林となっております。 場所は、大津野小学校の北、約 4 0 0 メートルです。 2 番は、春日町の申請人が、昭和 5 0 年頃から耕作放棄していたところ、山林となっております。 場所は、春日小学校の北東、約 1. 3 キロメートルです。 3 番は、坪生町の申請人が、平成 2 0 年 7 月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、坪生交流館の南東、約 5 0 0 メートルです。 4 番は、坪生町の申請人が、3 3 7 2—1 については、昭和 4 9 年以前から鳥小屋敷地として利用し、この他の 2 筆については、平成 1 0 年頃から耕作放棄していたところ、山林となっております。 場所は、坪生交流館の西、約 6 0 0 メートルです。 5 番は、坪生町の申請人が、平成 1 0 年頃から耕作放棄していたところ、山林となっております。 場所は、坪生交流館の西、約 7 0 0 メートルです。 6 番は、奈良津町の申請人が、昭和 5 8 年 8 月から店舗用駐車場として利用し、現在に至っております。 場所は、北消防署の至近です。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番	議案第 4 号「非農地証明について」の 7 番から 1 6 番について報告します。 7 番は、津之郷町の申請人が、昭和 4 4 年頃より耕作放棄し原野となって

野田	います。 場所は、福山市立津之郷小学校の北西に、約８００メートルです。 ８番は、山口県光市の申請人が、平成７年１月より耕作放棄していたところ山林となっております。 場所は、沼隈支所から東に、約１，１００メートルです。 ９番は、沼隈町の申請人が昭和５０年４月頃より耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっています。 場所は、沼隈支所から南東に、約１，７００メートルです。 １０番は、新涯町の申請人が、平成１２年４月頃より耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっています。 場所は、字トフロ木については、広島県立沼南高等学校鷹ノ巣農場から西に、約２００メートルです。 字カキ山については 沼隈病院から東に、約５００メートルです。 １１番は、神戸市東灘区の申請人が、平成１０年１２月より耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。 場所は、字尾越については沼隈支所から西に、約５００メートル、字土生については、沼隈支所から西に、約３５０メートルです。 １２番は、沼隈町の申請人が、平成１０年１２月より耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。 場所は、沼隈支所から西に、約３５０メートルです。 １３番は、水呑町の申請人が、昭和５６年以前より住宅敷地として利用し現在に至っています。 場所は、県立福山商業高等学校の南東に、約９００メートルです。 １４番は、明王台の申請人が、平成１６年以前より耕作放棄していたところ雑草等が繁茂し原野となっております。 場所は、鞆支所の南西、約２，０００メートルです。 １５番は、御幸町の申請人が、昭和６３年１月頃より耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、鞆支所の南西に、約２，０００メートルです。 １６番は、神村町の申請人が、平成１５年４月より耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、内海支所から南に、約１，０００メートルです。
----	---

	なお、１０番の１筆と１６番の３筆は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。	
議 長	松永地区の報告をお願いします。	
委 員 8 番 石井	議案第４号「非農地証明について」の１７番から２０番について報告します。 １７番は、今津町三丁目の申請人が、昭和６３年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、長草田池から、西へ約１３０メートルのところ です。 １８番は、松永町二丁目の申請人が、昭和４年頃から地域のゴミ集積場として使用していたものです。場所は、柳津小学校から北東へ約３００メートルのところ です。 １９番と２０番は隣接地です。 １９番は、今津町の申請人が、昭和６０年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです ２０番は、今津町六丁目の申請人が、昭和６０年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。 場所は、どちらも遺芳丘小学校から西へ約４００メートルのところ です。 なお、すべての申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。	
議 長	北部地区の報告をお願いします。	
委 員 10 番 安原	それでは、議案第４号「非農地証明について」の１２ページ２１番から２６番について報告します。 ２１番の申請地は、昭和５０年１月頃から耕作放棄していたところ、雑木	

	等が繁茂して山林になっているのです。 場所はふたば保育所の北４００メートルの所です。 ２２番の申請地は平成２０年４月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林原野になっているものです。 場所は服部大池の西８００メートルから１．５キロメートルの所です。 ２３番の申請地は昭和５０年から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林になっているものです。 場所はふたば保育所の北６５０メートルの所です。 ２４番の申請地は平成５年４月頃から耕作放棄していたところ、笹などが繁茂し原野になっているものです。 場所はふたば保育所の西４００メートルの所です。 ２５番の申請地は昭和４１年７月頃から耕作放棄していたところ、竹や雑木などが繁茂し山林になっているものです。 場所はふたば保育所の南４００メートルの所です。 ２６番の申請地は昭和５９年１０月頃から耕作放棄していたところ、竹や雑木などが繁茂し山林になっているものです。 場所は福山北特別支援学校の西２００メートルの所です。 ２２番、２４番、２５番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員	議案第４号「非農地証明について」１２ページ２７番について報告します。
１３番 山本	２７番は、下竹田の申請人が、申請地である下竹田の畑４筆計２，３７７㎡について、平成１８年１２月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林または原野となったものです。場所は竹尋小学校から南へ約１５０メートルと約４００メートルのところです。 なお、申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。

	現地調査を行いました。農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第４号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第４号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐 藤	議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の１番について報告します。 駅家町の貸付人から、農地中間管理機構が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受け、担い手に転貸するものです。 筆数 ４筆、合計面積 ２，８８５平方メートルで、地目は、いずれも田です。 当該農地に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。以上です。

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」、取り下げのあった 10 番を除く、2 番から 12 番について報告します。 貸付人から、農地中間管理機構が使用貸借及び賃貸借による農地中間管理権を設定して借受け、担い手に転貸するものです。 内訳は、件数 10 件、筆数 12 筆、面積 12, 043 平方メートルで、地目は、田 5 筆 4, 539 平方メートル、 畑 7 筆 7, 504 平方メートル、 です。 当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石井	議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についての、13 番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 合計で、1 件、2 筆、面積 803 m²です。 地目別では、田のみで、2 筆、面積 803 m²です。 13 番は、東村町の受人が、使用貸借権により、本郷町の田 2 筆、合計 803 m²を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員	それでは、 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条

10番 安原	第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の15ページ14番から 18ページ32番について報告します。 内容は、農地中間管理機構が貸付人の計画対象農地に使用貸借による農地中間管理権を設定して借受け、利用権により担い手に転貸するものです。 全体で、19件、田30筆、計画面積34,903㎡です。 作物別では、 水稲の作付けが 27筆、31,451平方メートルです。 野菜の作付けは、 3筆、3,452平方メートルです。 利用権の内容は、 全て使用貸借権によるもので、全て新規です。 設定期間は、 全て令和7年5月1日から令和17年4月30日迄です。 個人が5名、法人が2件です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。 以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」18ページ33番から35番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 件数3件、登記地目は全て田で4筆、面積は4,180㎡です。 33番は、徳田の借受人が、使用貸借で徳田の対象農地1筆1,160㎡を借り受けて、水稲の栽培をする計画です。 34番は、三谷の借受人が、使用貸借で三谷の対象農地2筆計2,006㎡を借り受けて、水稲の栽培をする計画です。

	３５番は、上御領の借受人が、使用貸借で上御領の対象農地１筆１，０１４㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。 以上です。	
議 長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。	
事務局	議案第５号についてですが、農地中間管理機構は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の第１８条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で、あらかじめ農業委員会の意見を聴く必要があるとなっています。 １３ページから１８ページにかけて、２０２５年（令和７年）５月１日を始期とした原則１０年以上の貸借について、賃借３件４筆６，２４５平方メートル、使用貸借３１件４８筆４８，５６９平方メートルで、計３４件５２筆５４，８１４平方メートルの申し出について、福山市農業振興課から意見聴取があったものです。 全ての案件について、意見を求められた「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たしており、「農地所有適格法人」に該当する借受人はありませんでした。 また、地域計画の変更（更新）内容、時期に関しても意見を求められましたが、問題はありませんでした。	
議 長	これより質疑に入りますが、私と安原委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第３１条」の議事参与の制限の規定により退席となります。	
委 員 事務局長	（谷本会長、安原委員 退席） それでは、議長である谷本会長が退席中でありますので、この間の議事については、岡本職務代理で議事を進めてください。	

職務代理	それでは、谷本会長退席中ですので、会長が戻られるまで、会長職務代理である私、岡本で議事を進めます。 それでは質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
職務代理	質問等がないようですので、採決します。 議案第５号について、原案のとおり決定することに異議がない場合は、挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
職務代理	全員挙手により、議案第５号は原案のとおり決定することに「異議がない」旨を答申します。
職務代理	採決が終わりましたので、谷本会長と安原委員は入室・ご着席ください。
委 員	(谷本会長、安原委員 入室着席)
事務局長 議 長	会長が戻られましたので、谷本会長、会議の進行をお願いします。 次に、議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見決定について」を報告します。 農地中間管理権を設定して借受けている、計画対象農地の担い手の賃貸借権が移転するものです。 １件、１筆、面積 ３，０３０平方メートルです。

	地目別では、畑：１筆：３，０３０平方メートルです。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 １３番 山本	議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案（賃借権または使用貸借権の移転関係）に対する意見決定について」の１９ページ２番から４番について報告します。 借受人が農地中間管理機構から借り受けている対象地の利用権を、権利の移転を受ける者に移転させるものです。 件数３件、登記地目は全て田で５筆、面積は９，７６９㎡です。 ２番から４番は、同一人から同一人への権利の移転です。 対象地の川南の田５筆計９，７６９㎡について、川南の権利の移転をする者から、御幸町の権利の移転を受ける者に賃借権を移転させて、引き続きくわいの栽培をする計画です。 当該農地、権利の移転を受ける者に問題はなく、農用地利用集積等促進計画として適当であると判断しました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第６号は、既に中間管理事業の配分計画で転貸されていた借受者から新たな担い手へ権利移動するものです。 なお、権利の存続期間は従前の計画どおりとなっています。 ４件６筆１２，７９９平方メートルについて、農業委員会の意見を求められたものです。 議案第６号の全ての案件は、意見を求められた「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たしており、「農地所有適格法人」に該当する借受人はありませんでした。 また、地域計画の変更（更新）内容、時期に関しても問題はありませんで

	した。	
議 長	これより質疑に入ります。 ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。	
委 員	— 質問等なし —	
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案のとおり決定することに異議がない場合は、挙手をお願いします。	
委 員	— 全 員 挙 手 —	
議 長	全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり決定することに「異議がない」旨を答申します。 次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。	
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の 20 ページから 25 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、26 件を事務局長専決で受理しました。 次に、26 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、27 ページから 32 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4 条 5 件、5 条 29 件を農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、33 ページの「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請書の承認について」です。 転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが、履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。	

	1 件の履行延期承認申請が F I P （. 5 固定買取）認定遅延、施設資材の調達遅れを事由に、当初計画されていた農地法第 5 条転用許可の完了予定日について、延期することを承認したものです。 次に、3 4 ページ、3 5 ページの「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が 8 件ありました。 次に、3 6 ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。 広島法務局福山支局から 1 件の照会があり、調査の結果、第 1 種農地に存在する転用手続きがない案件であったため、原状回復への指導を引き続き行っていくこととしています。 回答期限が照会のあった日から 2 週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。 専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして 2 0 2 5 年（令和 7 年）第 3 回福山市農業委員会総会を終了します。 皆様お疲れ様でした。
事務局長	委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 また、新年度 4 月から新しい体制となりますが、引き続き事務局・出張所をよろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして総会を終了いたします。

午前 1 0 時 5 0 分閉会